

山口県青少年自然の家管理運営規程

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家、山口県十種ヶ峰青少年自然の家（以下、「青少年自然の家」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲等)

第二条 青少年自然の家を使用できる者は、その構成員がおおむね五人以上の団体で、かつ次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 勤労青少年
- 二 在学青少年
- 三 青少年指導者
- 四 青少年団体の構成員
- 五 子どもを同伴する家族
- 六 その他所長が認めた者

2 前項の者は、適正な研修計画を持ち、二十四時間以上青少年自然の家を使用して研修活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）を行わなければならない。ただし、特別の事情があると所長が認めたときは、この限りでない。

(使用の申込み)

第三条 山口県青少年自然の家条例（以下「条例」という。）第五条の規定による使用の許可の申請は、原則として入所予定日の六か月前から受け付けるものとする。

(禁止行為)

第四条 青少年自然の家においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教的教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とする活動

(研修生の入退所)

第五条 研修生（条例第五条の規定により使用を許可された者の構成員をいう。

以下同じ。）の入所者は、特別の事情がある場合を除き、団体ごとに全員そろって行わなければならない。

2 入退所時間は、原則として午前九時から午後四時までとする。

3 研修生は、入所後直ちに、使用の心得に関するオリエンテーションを受けなければならない。

(生活時間等)

第六条 研修生は、原則として別に定める生活時間により生活しなければならない。

2 研修生は、朝のつどい、夕べのつどい、研修時間及び自由時間を通して研修生相互の交歓に努めるものとする。

3 研修生は、前項の朝のつどい及び夕べのつどいにおいて、国旗及び県旗（以下「国旗等」という。）の掲揚又は降納を行うものとする。

4 前項の国旗等の掲揚又は降納は、国歌の伴奏により行うものとする。

(研修生の指導)

第七条 青少年自然の家の職員は、講義、討議、体育、レクリエーション、野外活動、規律正しい共同生活等に関し、研修生に指導及び助言を与えることができる。

(施設内の清潔保持等)

第八条 研修生は、青少年自然の家施設内の清潔と安全を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第九条 研修生の食事は、青少年自然の家において定める献立により行うものとし、その費用は研修生の負担とする。

(諸規程の遵守等)

第十条 研修生は、青少年自然の家の諸規程を守らなければならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(開館日)

第十一条 青少年自然の家は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 毎月の第一月曜日、第三月曜日及び第五月曜日

二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 所長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(その他)

第十二条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。